

障害者支援施設等における新型コロナウイルス感染症の自主検査費用補助事業について

健康福祉部

1 趣旨等

障がい者等の感染拡大抑制や院内感染防止のため、施設設置者が、当該施設の従業員等を対象に自主的に行った検査に係る費用を助成する。

2 事業の概要

(1) 補助対象となる検査

以下の要件に該当する検査に要した費用を補助対象とする。ただし、自主検査の時点で、従業員が行政検査の対象となっている場合は対象としない。

内容	障害者支援施設等	医療機関
検査対象	特別警報Ⅱ（感染警戒レベル5）以上が発令されている地域内の事業所が、発令期間内等（*）に実施した検査 （*）すでに発令されている地域の対象期間は、改めてお知らせします。	
対象範囲	ア、当該施設の従業員 （非常勤職員やボランティアを含む） イ、期間中に施設に出入りする委託業者従業員 ウ、入所施設では新規入所者 （短期入所を含む。） （いずれも1人1回に限る。）	当該施設の従業員 （非常勤職員含む） （1人1回に限る。）
対象施設	特別養護老人ホーム等の入所施設及び通所・訪問事業所 障害者支援施設等の入所施設及び通所・訪問事業所 救護施設	検査機器等を保有していない病院
対象期間	令和3年1月6日～3月31日	

3 補助内容

(1) 補助対象経費

検査料金、検体の郵送・配送料その他検査を受けるために必要な経費

(2) 補助金額

検体1件ごとの補助対象経費に2/3を乗じた額（上限15,000円）

長野県新型コロナウイルス感染症・感染警戒レベル

令和3年1月8日

新型コロナウイルス感染症対策室

1 主旨

- 県は、下記の基準に基づき、新型コロナウイルス感染症対策専門家懇談会の意見を聴取しつつ、県内の感染状況を総合的に勘案し、感染警戒レベルの判断を行う。
- 県土が広い本県の特性に鑑み、圏域ごとの感染警戒レベルの引上げを基本とするが、全県で統一的な対策の実施が必要な場合は、全県でのレベルの引上げを行うことがある。

2 圏域の感染警戒レベルについて

【考え方】

- 圏域（広域圏単位）ごとのレベルの引上げは、下表1における要件1及び要件2を満たす場合に行うことを原則とするが、要件2による感染拡大リスクの総合的な判断を重視して行う。
- レベル4及びレベル5への引上げにあたっては、陽性者の発生が特定の市町村に集中している場合は、一部地域での対策強化及び市町村単位でのレベルの引上げを行うことができるものとする。

【表1：圏域の感染警戒レベルの引上げ基準】

レベル	要件1 直近1週間の新規陽性者数	要件2 感染リスクの高い事例など発生例の分析による感染拡大リスクの総合的判断※1
1	—	—
2	人口10万人当たり 2.0人以上 〔人口10万人以下の圏域においては陽性者4人以上〕	①濃厚接触者が不特定の事例、②集団発生、③多数の感染経路が不明の事例などのリスクの高い事例が発生しており、さらに上位のレベルに向けて感染が増加していくおそれがあると認められる
3	人口10万人当たり 5.0人以上 〔人口10万人以下の圏域においては陽性者8人以上〕	
4	人口10万人当たり 10.0人以上 〔人口10万人以下の圏域においては陽性者16人以上〕	
5	人口10万人当たり 概ね20.0人以上※2 〔人口10万人以下の圏域においては陽性者概ね31人以上〕	レベル4の状況に加え、さらに感染が拡大すれば全県の医療提供体制に大きな影響を及ぼすおそれがあると認められる
6	(緊急事態宣言)	

※1 濃厚接触者が不特定の事例又は集団発生には、これに準ずると認められる事例を含めることができるものとする。

(例)・濃厚接触者は特定できたが、数十名に達するなど多数に及んでいる場合

- ・店舗・施設等での関係者のうち陽性者が5名以上いるものの、感染場所の特定ができていない場合 等

※2 人口10万人当たり20.0人（陽性者31人）を目安とするが、医療提供体制に対する支障がどの程度生じているかを勘案して、この基準に捉われず必要な時期にレベルの引上げを行う。

障害者支援施設等応援職員向け研修の実施状況

障がい者支援課

1 研修の目的

応援職員に利用者の健康管理及び施設内感染拡大防止のための適切な対策などの知識・技能を事前に研修することで、施設での新型コロナウイルス感染症の発生時等におけるスムーズな応援派遣体制を構築する。

2 研修対象者

新型コロナウイルス感染者の発生等に伴い職員が不足した施設等に職員を派遣できる施設・法人の職員で、感染予防対策を中心に担う者。(派遣候補の職員、もしくは派遣される職員に感染予防対策を指導する職員、看護師等。法人内で応援対応する職員も含む。)

3 研修実施日

令和2年11月の5日間(全10回)

※高齢者施設の応援職員と合同で実施

4 研修内容等

(1) 講義

「新型コロナウイルス感染症について」

- ・ 疾病の理解(症状、特徴、治療など)
- ・ 感染予防方法について

(2) 実践及びシミュレーション

「標準予防策について」

- ・ 手指衛生、個人防護具の正しい使い方
- ・ ゾーニング内での個人防護具着脱訓練

「介護における注意点」

- ・ 利用できる空間の確保(ゾーニングを含む)
- ・ 環境整備及び器材の消毒
- ・ 換気の方法
- ・ 配膳と給食
- ・ リネン管理
- ・ 職員同士が気を付けること
- ・ 排泄介助、廃棄物の処理 等

(講師: 感染管理認定看護師)

5 受講実績(障がい者分野)

障害者支援施設職員 19人(旧知的障がい施設 11人、旧身体障がい施設 8人)

障害児入所施設職員 1人

障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員に対する慰労金支給実施状況

障がい者支援課

1 慰労金の目的

障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員は、新型コロナウイルス感染症に感染すると重症化するリスクが高い利用者との接触を伴うこと、継続して提供することが必要な業務であること及び障害福祉サービス施設・事業所等での集団感染の発生状況を踏まえ相当程度心身に負担がかかる中、強い使命感を持って、業務に従事していることに対し、国の緊急包括支援事業（国庫補助10分の10）を活用し、慰労金を支給する。

2 支給対象者

県内の障害福祉サービス施設・事業所等において、利用者と接する職員で、令和2年2月12日から6月30日までの間に延べ10日間以上勤務した者
(一部地域生活支援事業の職員も対象)

3 支給額（国の基準額）

5万円

(新型コロナウイルス感染症患者等にサービスを提供した場合は、20万円)

4 支給実績（障がい者分野）

令和3年1月末現在の状況（令和3年1月29日申請締切）

申請人数 ①	支給人数 ②	支給総額
12,807人	12,479人	623,950,000円

※328人分の申請（①－②）については、現在支給審査中。